

再評価結果（平成22年度事業継続箇所）

担当課：道路局 国道・防災課

担当課長名：深澤 淳志

事業名	一般国道307号 信楽道路	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 近畿地方整備局
起終点	自：滋賀県甲賀市信楽町黄瀬 至：滋賀県甲賀市信楽町勅旨		延長		2.9km
事業概要 一般国道307号は、京阪神地域と甲賀、東近江、湖東地域を結ぶ延長約110kmの幹線道路で、甲賀市内においては日常生活を支える重要な役割を果たしている。信楽道路は、新名神高速道路へのアクセス強化、交通混雑の緩和、交通安全の確保を図るために計画された道路である。					
H12年度事業化(1工区)	都市計画決定なし	H17年度用地着手		H19年度工事着手	
H16年度事業化(2工区)					
全体事業費	80億円	事業進捗率	約15%	供用済延長	0.08km
計画交通量	11,000~16,000台/日				
費用対効果分析結果	B/C (事業全体) (残事業) 1.6 1.9	総費用 (残事業)/(事業全体) 61/ 75億円 事業費： 50/ 64億円 維持管理費： 11/ 11億円	総便益 (残事業)/(事業全体) 117/117億円 走行時間短縮便益： 110 / 110 億円 走行経費減少便益： 5.5 / 5.5 億円 交通事故減少便益： 1.4 / 1.4 億円	基準年 平成21年	
感度分析の結果	残事業について感度分析を実施 交通量変動：B/C=2.4(交通量 +10%) B/C=1.5(交通量 -10%) 事業費変動：B/C=1.8(事業費 +10%) B/C=2.1(事業費 -10%) 事業期間変動：B/C=1.8(事業期間+20%) B/C=2.0(事業期間-20%)				
事業の効果等	<p>①新名神高速道路へのアクセス強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新名神高速道路へのアクセス向上により、観光客の増加や特産品の出荷増が見込まれ、地域活性化が期待。 信楽ICや各方面への交通輻輳の解消が期待。 新名神高速道路へのアクセス向上により、観光客の増加が見込まれる。 (滋賀県立陶芸の森：観光入込客数：372,300人/年) <p>②高度医療機関へのアクセス向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> 信楽町～第三次医療施設（済生会滋賀県病院）の所要時間が短縮。 (57分→30分：27分短縮 [新名神高速道路の効果を含む]) 第三次医療施設の30分圏域が拡大。（甲賀市信楽町中心部が30分圏域となる） 新名神高速道路へのアクセス強化が図られ、所要時間の定時性確保に寄与。 				
関係する地方公共団体等の意見					
地域から頂いた主な意見等：					
・平成21年10月、国道307号改良促進協議会(枚方市、京田辺市、井手町、城陽市、宇治田原町、甲賀市、日野町、東近江氏、愛荘町、甲良町、多賀町、彦根市の首長、議長より構成)より整備推進の要望を受けている。					
県知事の意見：	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県管内の事業について、全て事業継続という対応方針(案)になっていることから、引き続き、事業効果の早期発現のため、整備促進をお願いしたい。 なお、事業を推進するにあたっては、事業箇所の詳細な説明とともに、コスト縮減についても徹底して取り組んでいただきたい。 				
事業評価監視委員会の意見	<p>審議の結果、「国道307号信楽道路」の再評価は、事業評価監視委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり継続でよいと判断される。</p>				
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等	<p>沿線の甲賀市では、人口及び自動車保有台数が全国に比べ高い伸び率を示している。</p>				
事業の進捗状況、残事業の内容等	<p>現在までに0.08km供用済みであり、用地取得は約14%完了。今後残る区間の工事進捗を図る。</p>				

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等
引き続き事業を推進し、早期の供用を目指す。

施設の構造や工法の変更等
事業実施にあたり、歩道幅員の見直しや新技術・新工法の活用等によりコスト縮減に努める。

対応方針 事業継続

対応方針決定の理由
以上の状況を勘案すれば、当初から事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

再評価結果（平成22年度事業継続箇所）

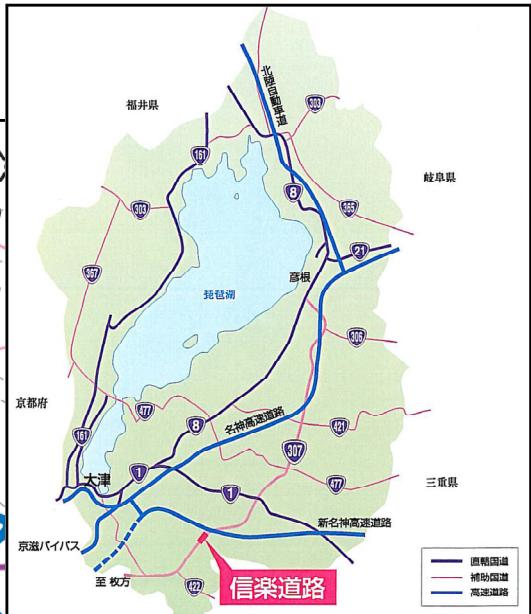
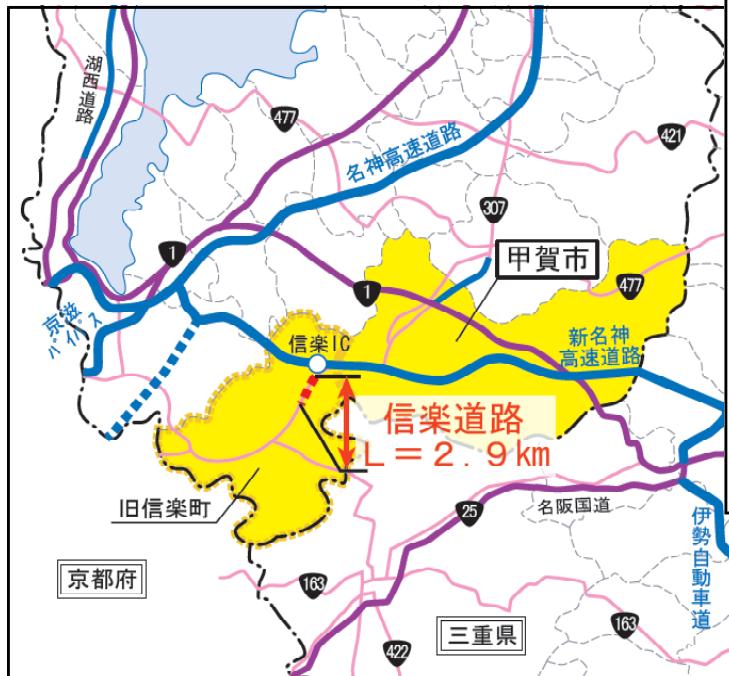
担当課：道路局 国道・防災課

担当課長名：深澤 淳志

事業名	一般国道307号 信楽道路	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 近畿地方整備局
起終点	自：滋賀県甲賀市信楽町黄瀬 至：滋賀県甲賀市信楽町勅旨			延長	2.9km

事業概要図

【位置図】



【概要図】

